オ　入札参加表明の提出書類及び第一次審査資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（令和２年12月25日付け国会公契第22号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

カ　本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

キ　有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

ク　上記カ及びキにおいて、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、上記⑴コに同じ。

⑶　設計企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次のアからエまでの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次のイ又は事業監理業務の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の競争参加資格要件イを満足する者であれば良いものとする。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

イ　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成25年度以降公示日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。なお、公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。

㋐　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

㋑　電線共同溝の基本（概略・予備）設計業務

※共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。

ウ　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

㋐　管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）（設計）

㋑　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成25年度以降公示日までに完了した業務の実績を有する者とする。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。なお、公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。

ａ　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ　電線共同溝の基本（概略・予備）設計業務

㋒　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相応又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局）又は国土交通大臣認定（総合政策局又は土地・建設産業局）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を３⑴に記載の担当部局まで通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ　上記イ、ウの㋑の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑷　工事企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸イに掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は２⑶に掲げる設計企業の競争参加資格要件イを満たせば良いものとする。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

イ　平成20年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。

㋐　電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績

㋑　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績

㋒　上記㋐、㋑は同一工事の施工実績を有すること。